

平成24年9月

平成25年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 和田 義 弘

I 平成25年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成25年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる9項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 必要最小限の事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年9月

名古屋税理士政治連盟

会長 和田義弘

目 次

税制改正に関する要望項目

〔所得税関係〕

1. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 1 頁
2. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。 1 頁

〔法人税関係〕

3. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。 2 頁
4. 交際費課税における「交際費等の範囲」を見直し、社会通念上必要な交際費の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。 2 頁

〔所得税・法人税共通〕

5. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。 3 頁

〔相続税・贈与税関係〕

6. 非上場株式等の納税猶予制度における諸要件を緩和すること。 3 頁

〔消費税関係〕

7. 消費税の基準期間制度を廃止すること。 4 頁
8. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。 4 頁

〔国税通則法及び税務行政関係〕

9. 国税通則法の目的を改正し、納税者憲章を早期に成立させること。 5 頁

Ⅱ 税制改正に関する要望項目

〔所得税関係〕

1. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

〈理 由〉

平成16年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった（一定の要件のもと居住用財産については存置）。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。例えば、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。また、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

2. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。

〈理 由〉

青色申告書を提出した年分の純損失については、現在3年間の繰越控除期間が設けられている。平成23年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長され、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が5年で統一されることとなっている。これらの期間と比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間3年であることは均衡を失している。

したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

[法人税関係]

3. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。

〈理由〉

会社法上、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定され、会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。

しかしながら、法人税法では主に恣意性排除の観点から、役員給与を原則損金不算入として、損金算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。このような硬直的な規定は、会社経営の機動性・柔軟性の向上等を意図した会社法の理念に反するばかりでなく、現代の流動的な経済環境における柔軟な企業経営を阻害している。

したがって、役員給与については、損金算入を原則として、損金不算入となる役員給与を限定して規定すべきである。

4. 交際費課税における「交際費等の範囲」を見直し、社会通念上必要な交際費の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。

〈理由〉

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費の判断をすべきものではない。

例えば、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、「交際費等の範囲」を見直すべきである。

〔所得税・法人税共通〕

5. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

〈理由〉

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業者に対しては、平成26年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。

〔相続税・贈与税関係〕

6. 非上場株式等の納税猶予制度における諸要件を緩和すること。

〈理由〉

非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の利用が低調である。まず、経営承継円滑化法で認定された会社となるための事務手続が煩雑である。次に、80%の雇用確保要件を維持するために、かえって経営の継続が困難となるのではないかと懸念する経営者もいる。

現在の要件には、納税猶予の対象となる株式は発行済議決権株式の3分の2を上限とされている。また、納税猶予の適用を受けた後の5年間に、特例を受けた相続人が代表者でなくなったこと、従業員数の80%を維持できなくなったこと、特例を受けた株式を1株でも譲渡したこと等の事由に該当した時は猶予税額の全額を納付しなければならない。これらの要件が制度選択を躊躇させる要因となっている。

制度が広範に利用されるためにも、経営承継円滑化法の認定をはじめとする諸要件の緩和をすべきである。

〔消費税関係〕

7. 消費税の基準期間制度を廃止すること。

〈理 由〉

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じたりするような不合理な現象が生ずる。

また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、その課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

8. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。

〈理 由〉

仕入税額控除が認められるためには、記載要件を満たした帳簿及び請求書等を保存することが要件となっているが、記載事項が多く、納税者に過重な事務負担を求めることとなっている。

現在、普及している記帳制度においては、帳簿と請求書等の突合が容易であり、帳簿への記載要件を緩和しても、要件を満たした請求書等の保存により課税仕入れの事実の検証は可能である。

したがって、課税の公平と事務負担の均衡を考慮して、例えば、取引の内容が検証できる請求書等が保存されており、かつ、その請求書等が税務調査時に提示される場合には、必要な記載を満たした帳簿が保存されているものとして取り扱われるような規定等が設けられるべきである。

〔国税通則法及び税務行政関係〕

9. 国税通則法の目的を改正し、納税者憲章を早期に成立させること。

〈理 由〉

平成23年度税制改正により、国税通則法が大幅に改正されたが、目的規定の改正及び納税者権利憲章の制定については見送られた。平成23年度税制改正法附則第106条に「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とあることを踏まえ、国民主権のための法治国家にふさわしい税制の構築と税務行政に対する信頼性確保の観点から、早急に国税通則法第1条に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて納税者憲章を制定すべきである。

なお、納税者憲章の設置根拠は国税通則法に置くこととし、同法上に法定記載項目として「納税義務は法律の定めるところによること」、「行政手続は適正に行われるべきこと」、「行政運営における透明性の向上」、「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること」等の実質的に納税者の権利利益の保護と納税者の義務に関する項目を掲げるべきである。